

# 資料 2

○児童福祉法第22条第1項に規定する助産の実施、同法第23条第1項に規定する母子保護の実施、同法第27条第1項第3号に規定する措置、同条第2項に規定する委託措置及び同法第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助の実施に関する静岡県児童福祉法等施行細則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を定めた告示

令和2年6月30日

告示第484号

- 1 助産の実施、母子保護の実施、小規模住居型児童養育事業を行う者及び里親への委託並びに児童福祉施設（障害児入所施設を除く。）への入所の措置並びに児童自立生活援助の実施

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部及び児童自立生活援助事業の事業所	
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。以下同じ。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税の非課税世帯	2,200円	1,100円	
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）	4,500円	2,200円	
D1	A階層及びC階層を除き 9,000円以下	6,600円	3,300円	

D 2	当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,001円以上 27,000円以下	9,000円	4,500円
D 3		27,001円以上 57,000円以下	13,500円	6,700円
D 4		57,001円以上 93,000円以下	18,700円	9,300円
D 5		93,001円以上 177,300円以下	29,000円	14,500円
D 6		177,301円以上 258,100円以下	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。）	20,600円
D 7		258,101円以上 348,100円以下	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。）	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。）
D 8		348,101円以上 456,100円以下	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。）	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。）
D 9		456,101円以上	その月のその措置児童	その月のその入所世帯

	583,200円以下	童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。）	に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。）
D10	583,201円以上 704,000円以下	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。）	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。）
D11	704,001円以上 852,000円以下	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。）	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは61,200円とする。）
D12	852,001円以上 1,044,000円以下	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。）	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは71,900円とする。）
D13	1,044,001円以上 1,225,500円以下	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、

			ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。)	その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。)
D14		1,225,501円以上	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。)

備考

- この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同階層及びD1～D14階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算するに当たっては、同法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 階層区分の認定について、「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」の規定によって再計算しないものとする。
- 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、小規模住居型児童養育事業の事業所及び里親をいう。
- 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

(1) 単身世帯 扶養義務者のいない世帯（児童自立生活援助事業の事業所の入所児童は単身世帯とみなす。）

(2) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子及び同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、民法（明治29年法律第89条）第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯

(3) 在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までのサービスに限る。以下同じ。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知別紙）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(4) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による市長が認めた世帯

6 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は同法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数－1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童の

うち、徴収金基準額が全額徴収若しくは日割りであること又は児童自立支援施設通所部若しくは児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は同法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、2 障害児入所施設への入所及び指定発達支援医療機関への委託の措置の表の規定による徴収金基準額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに同法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は同法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。)をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は、0円とする。

7 里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。

8 助産施設における助産の実施については、次のとおりとする。

(1) 児童福祉法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円以下の場合であっても差し支えない。

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額(医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約(出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約)が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金の額」という。)が、404,000円以上であるとき。

(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあっては0.2、C階層にあっては0.3、D階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円以下の場合にあっては0.5をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。なお、この表の徴収金基準額は、その入所の措置が採られた日から解除される日までの期間に係る基準額とみなす。

2 障害児入所施設への入所及び指定発達支援医療機関への委託の措置

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）	
階層区分	定義		
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税の非課税世帯	2,200円	
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）	4,500円	
D 1	A階層及びC階層を除き	12,000円以下	6,600円
D 2	当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	12,001円以上 30,000円以下	9,000円
D 3		30,001円以上 60,000円以下	13,500円
D 4		60,001円以上 96,000円以下	18,700円
D 5		96,001円以上 189,000円以下	29,000円
D 6		189,001円以上	その月のその措置児童等に係る措置費の支

	277,000円以下	弁額(治療に要する費用を含む。以下同じ。) (全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。)
D7	277,001円以上 348,000円以下	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。)
D8	348,001円以上 465,000円以下	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。)
D9	465,001円以上 594,000円以下	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。)
D10	594,001円以上 716,000円以下	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。)
D11	716,001円以上 864,000円以下	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。)
D12	864,001円以上 1,056,000円以下	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。)
D13	1,056,001円以上 1,238,000円以下	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。)
D14	1,238,001円以上	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)
備考		
1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同階層及びD1～D14階層における「所得割の額」とは、同項第2		

号に規定する所得割の額をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

(1) 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

(2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 当該扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

3 この表の「入所施設」とは、障害児入所施設及び指定発達支援医療機関（入所に限る。）をいう。

4 措置児童等の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

(1) 単身世帯 扶養義務者のいない世帯

(2) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子及び同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、民法第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯

(3) 在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第24条の2により入所施設を利用する児童、障害者総合支援法第6条の自立支援給付の受給者又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯

ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(4) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による市長が認めた世帯

5 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、この表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

6 措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であって小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、児童福祉法第56条第2項の規定にかかわらず、当該措置児童等にかかる措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については徴収しないこととする。ただし、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。

7 6の規定は、B階層と認定された世帯に属する措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過する前の障害児である場合についても同様とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年7月1日から施行する。

(旧告示の廃止)

2 児童福祉法第22条第1項に規定する助産の実施等に関する静岡市児童福祉法等施行細則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を定めた告示（平成24年静岡市告示第793号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日の前日までに行われた児童福祉法第22条第1項に規定する助産の実施、同法第23条第1項に規定する母子保護の実施、同法第27条第1項第3号に規定する措置又は同条第2項に規定する委託措置に係る同法第56条第2項及び第3項の規定に基づく費用に係る徴収基準については、なお従前の例による。

附 則（令和3年6月30日告示第453号）

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の児童福祉法第22条第1項に規定する助産の実施、同法第23条第1項に規定する母子保護の実施、同法第27条第1項第3号に規定する措置、同条第2項に規定する委託措置及び同法第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助の実施に関する静岡市児童福祉法等施行細則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を定めた告示の規定は、令和3年7月1日以後に行われた児童福祉法(昭和22年法律第164号)第22条第1項に規定する助産の実施、同法第23条第1項に規定する母子保護の実施、同法第27条第1項第3号に規定する措置、同条第2項に規定する委託措置及び同法第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助の実施(以下「助産の実施等」という。)に要する費用に係る徴収基準について適用し、同日前に行われた助産の実施等に要する費用に係る徴収基準については、なお従前の例による。